

(第1章 患者中心の医療提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第1節 都民の視点に立った医療情報の提供	<p>○ 東京都医療機関案内サービス“ひまわり”や東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんふお”により、都民の適切な医療サービスの選択を支援するとともに、地域の医療連携を支援するための情報提供を行う。</p> <p>○ 医薬品・医療機器に関する安全情報や薬局の機能情報を都民へ分かりやすく提供する環境を整備し、医薬品等の安全かつ適正な使用を確保する。</p> <p>○「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」や「東京都子ども医療ガイド」等を積極的に活用し、医療情報に関する理解を促進する取組を進める。</p>	<p>○“ひまわり”や“t-薬局いんふお”の利便性向上と活用促進</p> <p>○「医療情報ナビ」活用等による都民の理解促進</p>	<p>○平成26年8月に“ひまわり”と“t-薬局いんふお”のTOPページの統合を行い、都民の利便性向上を図った。</p> <p>○訪日外国人増に対応し、“t-薬局いんふお”の英語表記サイトを作成した。</p> <p>○平成26年度の“ひまわり”の保健医療福祉相談は58,363件(平成25年度59,127件)、インターネットアクセス数は1,577,828件(平成25年度1,280,840件)であった。</p> <p>○統合後の“t-薬局いんふお”のインターネットアクセス数(平成26年9月から平成27年3月まで)は117,726件(平成25年度78,825件)である。</p> <p>○“ひまわり”が活用されるよう、バス広告など積極的な広報を行った。また、普及啓発を図るためクリアファイルの作成を行った。訪日外国人増に対応し、区市町村と病院650か所に外国語版パンフレットを送付した。</p> <p>○「東京都地域医療連携ICTシステム整備支援事業」において、ICTを活用した地域医療連携に取り組む医療機関に対し、情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費等を支援【確保計画】 平成26年度実績 0 医療機関</p> <p>○「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」(Webサイト・冊子)について、下記の取組等を実施【平成26年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高生向け冊子(マンガ版)及び動画版を作成 ・中高生向け冊子は都内高校へ、動画版については区市町村及び小児科標榜医療機関に周知 <p>○ 区市町村や医療機関関係者を対象に、医療情報の理解促進のための人材養成研修を開催した。 平成26年度第1回 247名参加 第2回 119名参加</p>	<p>○“ひまわり”については、ツイッターやバス広告など、積極的な広報を引き続き行う。また、平成26年度に作成したクリアファイルを、様々な機会を捉え配布し広報を充実させる。</p> <p>○2020年のオリンピック・パラリンピック開催や、近年の外国人旅行者増等に対応し、平成27年度に「外国人旅行者等への医療情報提供に係る調査」を行い、広報活動の工夫や、Webによる情報提供体制の充実、相談支援体制の確保等今後の対応について検討していく。</p> <p>○TOPページの統合にともない、“t-薬局いんふお”のURLが変更されたため、「薬と健康の週間」等を活用して周知する。</p> <p>○「東京都地域医療連携ICTシステム整備支援事業」の実施(平成29年度まで)</p> <p>○「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」の「脳卒中編」「高齢者の骨折編」内容の見直しを行う。また、ツイッターなどによりWebサイト・冊子の活用を促進し、都民の医療情報の理解促進を図る。</p> <p>○ ひまわり・ナビ・子ども医療ガイドの紹介動画作成及び都庁HP及び各種媒体での周知を検討</p> <p>○ 区市町村や医療機関等関係職員を対象に、医療情報の理解促進のための人材養成研修を実施する。(平成27年度2回実施予定)</p>

(第1章 患者中心の医療提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第1節 都民の視点に立った医療情報の提供			<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民に身近な地域で医療の仕組みを学べる、相互理解のための対話促進支援事業を実施した。(平成26年度延べ19地区医師会で実施) ○ Webサイト「東京都子ども医療ガイド」は、スマートフォンやタブレットでも見やすいTOPページに改修するとともに、「月刊福祉保健」やツイッター等で広報を行った。平成26年度のアクセス数は121,605件(平成25年度92,097件)と増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都民が身近なところで医療の仕組み等が学べる、相互理解のための対話促進支援事業を実施する。(平成27年度延べ23地区医師会で実施予定) ○ Webサイト「東京都子ども医療ガイド」の記載内容を見直す。ツイッターなどにより活用促進を図る。
第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上	<p>○高齢者人口の更なる増加や医療の高度化・専門化、患者を取り巻く社会環境の変化等に伴い、医療需要の増加が見込まれる中で、都民ニーズに応えるため、都の地域特性を活かした保健医療を担う人材の養成・確保と質の向上を図る。</p>	<p>○地域医療センターにおける医師確保策の推進</p>	<p>【医師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「平成26年度 医師確保に係る実態調査」の実施 ○東京都地域医療医師奨学金制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・医学部定員増による奨学金(順天堂大学:10名、杏林大学:10名、東京慈恵会医科大学:5名) ・都内13大学の5、6年生に対する奨学金 ○地域医療支援センター無料職業紹介事業所の設置 ○東京都地域医療支援ドクター事業の実施【確保計画】 ○医療勤務環境改善支援センターの設置【確保計画】 ○医療勤務環境改善支援センターとの連携による医師勤務環境改善事業の実施【確保計画】 	<p>【医師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都地域医療医師奨学金制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金被貸与者へのキャリア形成支援 ・大学と連携した奨学生への効果的な地域医療研修の実施 ○地域医療支援センター無料職業紹介事業所による奨学金医師への就業支援 ○東京都地域医療支援ドクター事業の実施 ○医療勤務環境改善支援センターとの連携による医師勤務環境改善事業の実施

(第1章 患者中心の医療提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上		○地域における看護師等の定着・再就業の支援	<p>【看護職員】</p> <p>○養成対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所運営費補助【確保計画】 (26実績:39過程) ・看護師等養成所施設整備費等補助【確保計画】 (26実績:設備1施設) <p>○定着対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内助産所・助産師外来開設研修事業【確保計画】 (26実績:2施設で実施) ・看護職員定着促進のための巡回訪問事業【確保計画】 (26実績:43施設) ・新人研修事業費補助【確保計画】 (26実績:137施設) ・看護外来相談開設研修事業【確保計画】 (26実績:講義2施設・実習4施設) ・島しょ看護職員定着促進事業【確保計画】 (26実績:出張研修1回) ・看護師等教員養成研修【確保計画】 (26実績:44人) ・看護外来相談開設整備補助 (26実績:設備1施設) ・看護師宿舎施設整備費補助【確保計画】 ・看護師勤務環境改善施設整備費補助【確保計画】 <p>○院内保育事業運営費補助及び病院内保育所施設整備費補助の実施【確保計画】 H26実績 運営費107施設、整備費1施設</p> <p>○再就業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースプラザの管理運営【確保計画】 区部と多摩地域の2か所で、再就業に向けた研修と就業相談事業等を実施 (26実績:就業者数2,056人) ・看護職員地域確保支援事業【確保計画】 (26実績:31施設) ・届出制度を活用した看護職員復職支援事業【確保計画】 (26実績:就職相談会1回) 	<p>【看護職員】</p> <p>○「養成」、「定着」、「再就業」の既存事業の着実な実施し、より効果的、安定的な看護職員確保のための施策を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等養成所運営費補助の実施 ・二次保健医療圏ごとに配置する就業協力員による巡回訪問の実施 ・ナースプラザ及び地域就業支援病院における再就業のための研修や就業相談の実施 <p>・助産師出向支援導入事業【新規】 助産師就業の偏在把握や助産師出向の検討等を行い、助産師就業の偏在是正、助産師実践能力の強化等を図る</p> <p>・院内保育事業運営費補助及び病院内保育所施設整備費補助の実施</p>

(第1章 患者中心の医療提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上		<ul style="list-style-type: none"> ○介護人材の安定した確保・定着・育成 ○医療と介護の連携強化のための研修の実施 	<p>【その他職種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都内に在職中の理学療法士等を対象に研修を実施(研修実績:206名) ②介護職員を対象とし、業務上必要な医学的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応等についての研修を実施(研修実績:719名) ③特別養護老人ホーム等でたんの吸引及び経管栄養を行う介護職員を養成する研修を実施(研修実績:施設系540名、在宅系3,053組) ④介護支援専門員に対して、医療職との連携に必要な医療的知識等の付与を行う7日間40時間の「在宅医療サポート介護支援専門員研修」を2回実施(研修修了者数(研修カリキュラムの全課程を修了した者)は、25年度467名 26年度469名) ⑤歯科技工士・歯科衛生士の復職支援及び学生に対する就業促進の実施【確保基金】(歯科技工士57人、歯科衛生士292人) 	<p>【その他職種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①、②研修修了者が所属事業所でOJTを実施 ③在宅サービス及び施設サービスにおける質の向上を図るため研修を実施しており、来年度も実施 ④「在宅医療サポート会議支援専門員研修」については、26年度事業終了。28年度からは、介護支援専門員の法定研修のカリキュラムが見直され、医療との連携に必要な科目が導入されるため、今後は、法定研修を適切に実施。 ⑤引き続き、復職支援及び就業促進を実施して行く。
第5節 リハビリテーション医療の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○患者が、急性期・回復期・維持期を通じて切れ目なく適切なリハビリテーションを受けられるよう各リハビリテーション期を担う医療機関等の支援を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各リハビリテーション期に応じたリハビリテーション医療の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○脳卒中地域連携パスの標準様式「東京都脳卒中地域連携診療計画書」を都ホームページに掲載し、普及啓発を実施 ○都内パス事務局関係者が一堂に会するパス合同会議を年3回開催 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月 470名参加 ・平成26年10月 480名参加 ・平成27年2月 495名参加 ○医療機関が回復期リハビリテーション病棟の整備に要する経費を補助(回復期リハビリテーション病棟施設設備整備事業) <ul style="list-style-type: none"> ・補助実績:26年度 施設設備(1病院:56床分) 設備整備(4病院) ○東京都かかりつけ医リハビリテーション普及促進事業の実施(25年度) <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリに関する研修の企画と実施 <ul style="list-style-type: none"> 検討会(2回開催) 研修会(5回開催:570名受講) ・研修で使用する動画やテキストの作成 ・リハビリに関するパンフレット・ポスターの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、都ホームページ等を活用し、標準様式の普及啓発を実施 ○東京都地域連携パス合同会議の開催(年3回) ○病床機能分化推進事業(施設設備整備)の継続実施【確保基金】 ○作成した研修テキスト等は、各地域リハビリテーション支援センターにおいて地域のかかりつけ医に対する研修資料で活用

(第1章 患者中心の医療提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第5節 リハビリテーション医療の取組			<p>○各二次保健医療圏(島しょを除く)に地域リハビリテーション支援センターを指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援【再生計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション提供体制の強化 ・訪問・通所リハビリテーションの利用促進 ・地域リハビリテーション関係者の連携強化 <p>○地域リハビリテーション支援センターがケアマネジャーに対して行う研修のテキストを作成</p> <p>○医療保健政策区市町村包括補助事業の実施区市町村が取り組む、次の3つの項目の補助 ※() H26年度補助実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養支援窓口事業(17区市町村) ・在宅療養後方支援病床確保事業(10区市町村) ・在宅療養推進協議会(21区市町村) 	<p>○各地域リハビリテーション支援センターが実施している事業の充実・強化(若手PT・OT実務研修) 【確保計画】</p> <p>○ケアマネジャーがリハビリ医療の視点を持ったケアプランが策定できるよう、各地域リハビリテーション支援センターにおいて地域のケアマネジャーに対する研修を実施</p> <p>○医療保健政策区市町村包括補助事業を実施し、区市町村の取組を支援(継続)</p>
	<p>○地域リハビリテーション支援センターの取組により、地域のリハビリテーション提供医療機関・福祉施設に対する積極的な支援を行っていく。</p> <p>○東京都リハビリテーション病院の運営を通じて、都のリハビリテーション施策の先導的な役割を担っていく。</p>	<p>○地域リハビリテーション支援体制の整備</p> <p>○東京都リハビリテーション病院の運営</p>	<p>○各二次保健医療圏(島しょを除く)に地域リハビリテーション支援センターを指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援</p> <p>○地域のニーズに合わせた地域連携の推進や、地域における維持期・在宅リハビリテーションの支援を行うほか、高次脳機能障害者のリハビリテーションの質の向上と関係機関等との連携を推進</p> <p>○病床(全165床)について、回復期リハビリテーション病棟を120床から131床、一般病棟を45床から34床へ変更し、リハビリテーション機能を強化</p>	<p>○各地域リハビリテーション支援センターが実施している事業の充実・強化(若手PT・OT実務研修) 【確保計画】</p> <p>○脳血管疾患・運動器の先進的・専門的リハビリテーションの提供により、都の回復期リハビリテーション施策の先導的な役割を推進</p> <p>○リハビリテーション医療の中核的施設として、研究成果・ノウハウ・技術の普及啓発</p>

(第1章 患者中心の医療提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第6節 医療安全対策の推進	<p>○医療安全対策を総合的に推進し、保健医療サービスの質の向上を支援するとともに、医療安全に対する意識の向上を図ることにより、患者・都民中心の医療を実現する。</p>	<p>○医療安全支援センターを活用した地域単位の医療安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令市及び特別区に対する医療安全支援センターの設置促進 ・患者等と医療提供施設との信頼関係の構築及び病院等管理者に対する講習会等の実施 <p>○医療安全に重点を置いた立入検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所と連携し、医療提供施設に重点的・効率的な立入検査体制の整備 ・法令遵守に関する指導のみならず、医療安全対策に関する実地指導の実施 <p>○医療廃棄物の適正処理のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の第三者評価制度認定業者の利用拡大及び電子マニフェストの活用周知 	<p>○年4回開催した各保健所が出席する医療安全支援センター連絡会において、医療安全支援センターの効果について情報提供や意見交換を行うなど医療安全支援センターの設置を働きかけた。</p> <p>○都の医療安全支援センターにおいて、医療安全管理者、医療機関の患者相談担当者などを対象とした研修会を実施した。</p> <p>○病院及び有床診療所のチェックリストを見直し、その内容を保健所と情報を共有するなど重点的・効率的な立入検査体制の整備を進めた。</p> <p>○医療法第25条第1項に基づく医療監視の際、チェックリストに基づき、電子マニフェストの活用など医療廃棄物の適正処理について指導した。</p> <p>○平成25年度から第三者評価制度と電子マニフェストを活用したシステムの運用を開始。公益社団法人東京都医師会と連携して、地区医師会及び医療廃棄物適正処理研修会でシステムの周知を図った。</p>	<p>○各保健所も出席する年4回開催予定の医療安全支援センター連絡会を通して、未設置の保健所に対して医療安全支援センター設置の効果について情報提供を行い、設置を促進する。</p> <p>○都医療安全支援センターにおいて、医療安全管理者、医療機関の患者相談担当者などを対象とした研修会を実施する。</p> <p>○見直したチェックリストに基づき医療監視を実施し、重点的・効率的な医療安全管理体制に係る指導を行う。</p> <p>○院内感染発生時には保健所と連携しながら、医療監視を実施し、院内感染防止対策の徹底について指導する。</p> <p>○医療法第25条第1項に基づく医療監視の際、チェックリストに基づき電子マニフェストの活用など医療廃棄物の適正処理について指導する。</p> <p>○引き続き、公益社団法人東京都医師会等と連携し、システムの普及を図ることを通じて、医療廃棄物のさらなる適正処理の徹底を図っていく。</p>

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 健康づくりの推進 1 がんの予防	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都健康推進プラン21(第二次)」の総合目標である「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現に向け、その普及啓発及び推進を図る。 ○積極的な取組が必要な「がんの予防」「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」、「こころの健康づくり」に重点的に取り組む。 ○区市町村、学校等教育機関、保健医療関係団体、事業者・医療保険者、NPO・企業等の関係主体と連携し、都民の主體的な健康づくりを社会全体で支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○がんの予防 <ul style="list-style-type: none"> ・科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣の実践等の普及・推進 ○がんの早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・受診率50%を目指した個別勧奨・再勧奨等効果的な受診率向上施策の推進 ・科学的根拠に基づくがん検診の推進及び更なる質の向上支援 ○がんを予防するための健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる年齢層に対するがん予防に関する普及啓発・健康教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○課ホームページへの科学的根拠に基づくがん予防法の掲載、その予防法の主な項目も盛り込んだ生活習慣病予防パンフレットを作成し、がん予防に関する正しい知識の普及啓発を行った。 ○区市町村担当者説明会等の技術的支援により、医療保健政策区市町村包括補助事業の「がん検診受診率向上事業」及び新規事業の「がん検診精度管理向上事業」により、効果的な検診受診率向上及び精度管理を一体的に取り組む区市町村の支援を行った。 ○区市町村へ類型化したレーダーチャートを示し、プロセス指標の改善に向けた取組を支援するとともに、質の高い検診の実施体制の整備に向け、検診実施機関を対象とした研修、マンモグラフィによる検診従事者向けの研修を行った。 ○区市町村のがん検診担当者を対象に区市町村が独自に取り組んでいるがん予防に関する健康教育の状況調査を実施し、その実践例を区市町村に紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ、パンフレットを活用し、引き続きがん予防の正しい知識の普及啓発に取り組む。 ○包括補助事業の「がん検診受診率向上事業」により、個別勧奨・再勧奨の取組を支援するとともに、「がん検診精度管理向上事業」により、効果的な検診受診率向上及び精度管理を一体的に取り組む区市町村を支援する。 ○区市町村へ類型化したレーダーチャートを示し、プロセス指標の改善に向けた取組を支援するとともに、質の高い検診の実施体制の整備に向け、検診実施機関を対象とした研修、マンモグラフィによる検診従事者向けの研修を引き続き行う。 ○区市町村及び保健医療関係団体等が独自に取り組んでいるがん予防に関する健康教育の効果的な手法や先駆的な取組を、区市町村の担当者連絡会等を通じて広く紹介する。
第2節 健康づくりの推進 2 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防	<ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病・メタボリックシンドロームを予防するための生活習慣に関する普及啓発 ○糖尿病腎症による新規透析導入率の減少 ○糖尿病網膜症による失明発症率の減少 ○特定健康診査実施率・特定保険指導実施率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病の予防、重症化の防止に向けた治療継続の必要性を周知するため、区市町村・医療関係団体等と連携し、リーフレットを改訂して都民に配布するとともに、医療保険者に対してパンフレットを配付した。 ○また、糖尿病の正しい知識の普及と理解促進に向けて、新聞の折込広告、通勤電車車内広告、駅構内や理容店等でポスターによる普及啓発を実施した。 ○糖尿病腎症による新規透析導入率の減少 21年－12.6 22年－11.3 23年－12.3 24年－12.0 25年－11.7 平成22年に初めて前年より減少したが、23年には21年と同程度に増加し、24年及び25年は減少した。 ○糖尿病網膜症による失明発症率の減少 21年度－2.20 22年度－1.78 23年度－1.78 24年度－1.96 25年度－1.77 平成22年に減少し、平成23年は横ばいとなった。24年は増加に転じたが、25年は再び減少した。 ○①特定健康診査実施率・②特定保健指導実施率 ①22年度－60.2% 23年度－61.6% ②22年度－11.1% 23年度－12.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業に勤務するターゲット層(働き盛り世代の従業員等)向けの糖尿病予防教育動画を作成し、企業等へのDVD配布やインターネット等での放映により、都民向けリーフレットとあわせて、糖尿病に関する正しい知識の普及と理解促進に努めている。 ○医療保険者及び企業担当者向けパンフレットを改訂し、医療関連団体等に配布していく。 	

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 健康づくりの推進 3 ころの健康づくり		<p>○ 関係機関と連携した休養やストレス対処法、ころの不調に早めに気付き相談や受診につなげるための普及啓発等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている者の割合の減少 ・専門家(機関)への相談が必要だと感じたときに適切な相談窓口を見つけることができた人の割合の増加 	<p>○ころの健康づくりに向けて、関係機関を通じ、ころの不調に早めに気付き相談や受診につなげるためのパンフレットを都民に配布した。</p> <p>○健康づくりに携わる人材の育成に向け、健康づくり事業推進指導者育成研修を実施した。</p>	<p>○引き続き、関係機関と連携し、都民に対する普及啓発を行っていく。</p> <p>○健康づくり事業推進指導者育成研修について、引き続き実施していく。</p>
第2節 健康づくりの推進 4 自殺対策の取組	<p>○自殺は、その多くが防ぐことができるという考えのもと、社会全体による自殺対策の推進と普及啓発を図る。</p>	<p>○<一次予防>社会全体で自殺を予防するための機運の醸成 (「自殺防止!東京キャンペーン」の実施など)</p> <p>○<二次予防>関係機関のネットワークの連携強化、実効性の向上 (「ころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の強化など)</p>	<p>○<一次予防>「自殺防止!東京キャンペーン」を年2回(9月と3月)に実施</p> <p>○<二次予防>自殺防止の中核的ゲートキーパーを養成する「ゲートキーパー養成レベルアップ研修(福祉保健財団委託)」、地域のかかりつけ医に対する自殺の未然防止を図る「うつ診療充実強化研修(東京都医師会委託)」を実施。また、「ころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の相談機関を掲載したリーフレットによる情報提供を実施</p>	<p>○<一次予防>平成26年度に引き続き、「自殺防止!東京キャンペーン」を実施。また、若年層を対象とした講演会を開催し、若年層の自殺防止を図る。</p> <p>○<二次予防>平成26年度に引き続き「うつ診療充実強化研修」、「ころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の相談機関を掲載したリーフレットによる情報提供を実施する。また、ゲートキーパー養成研修を実施する区市町村を支援する。</p>

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
		○<三次予防>ハイリスク者対策の一層の推進(東京都自殺相談ダイヤルの実施など)	○<三次予防>自殺専用の相談電話を設置し自殺を未然に防ぐ「自殺相談ダイヤル」の実施。救急医療機関に搬送又は受診された自殺未遂者について、精神科医療機関や地域の支援機関に繋ぎ、自殺の再企図の防止を図る「東京都こころのちのサポートネット」を実施。自死遺族が必要とする相談窓口についての情報提供を実施	○<三次予防>平成26年度に引き続き、「自殺相談ダイヤル」、「東京都こころのちのサポートネット」及び自死遺族が必要とする相談窓口についての情報提供を実施する。
第3節 母子保健・子供家庭福祉	○母子保健事業の実施主体である区市町村に対して、広域的・専門的・技術的支援を行い、都内全域の母子保健サービスの向上を図る。 ○妊産婦・乳幼児の心身の健康・育児等の係る相談体制を整備する。 ○医療機関や児童福祉分野との連携を強化しながら、虐待発生の未然防止及び要支援家庭の早期発見・支援に努める。	○各種健診の受診率の向上及び未受診者対策の強化 ○「母と子の健康相談室」(小児救急電話相談)の確実な実施 ○要支援家庭の早期発見・支援に取り組む区市町村の確保(平成29年度 全区市町村) ○子供家庭支援センターの設置促進・機能充実(平成24年5月1日現在、59区市町村で設置。うち、児童虐待に対応する先駆型子供家庭支援センターは、52区市町で実施) ○院内虐待対策委員会設置病院の拡充(平成23年度、57病院で設置)	○妊婦健康診査(第1回)受診率は、平成25年度 90.5% ○「母と子の健康相談室」(小児救急相談)実績は、平成26年度 31,836件(うち小児救急相談分 27,997件) 【確保計画】 ○要支援家庭の早期発見・支援事業の包括補助実績は、平成26年度 28区市町 ※平成20年度の調査結果では、全ての区市町村が何らかの取組を行っている ○子供家庭支援センターの設置数は、平成27年3月31日現在、60区市町村で設置(うち、児童虐待に対応する先駆型子供家庭支援センターは、52区市町で実施) ○院内虐待対策委員会設置病院の設置数は、平成25年度 76病院	○妊婦健康診査受診促進の普及啓発を実施 ○相談事業を確実に実施 ○包括補助と研修により引き続き区市町村を支援 ○子供家庭支援センターの設置促進・機能充実に向け、虐待対策コーディネーター配置や人材育成など引き続き区市町村を支援 ○院内虐待対策委員会の新規設置病院の拡充、同委員会の機能向上等に向けた取組の推進
第4節 学校保健	○学校保健活動を一層充実し、児童・生徒の心とからだの健康づくりを推進することにより、児童・生徒の「生きる力」を育む。	○全校で学校保健委員会を設置運営(平成23年度93.3% ⇒平成29年度100%)	○平成26年度学校保健委員会設置率 97.9%	○引続き全校での設置を促進していく。
第5節 高齢者保健福祉施策	○高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「東京都高齢者保健福祉計画」に基づき、保健、医療、福祉、住まい、地域における支え合いに関する取組を連携して進めることにより、「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。	○介護基盤の整備促進と介護人材の確保等の取組 ・特別養護老人ホームの整備(平成24年度末見込み 40,497人⇒平成26年度末 45,516人) ・訪問看護(介護予防を含む。)の充実(平成24年度末見込み 2,491千回/年⇒平成26年度末 2,815千回/年) ・認知症高齢者グループホームの整備(平成26年度末 10,000人)	○介護基盤の整備促進 ・特別養護老人ホームの整備(平成26年度末 42,898人) ・認知症高齢者グループホームの整備(平成26年度末 9,497人) ・訪問看護(介護予防含む)の充実(平成24年度 3,460千回/年、平成25年度 4,168千回/年、平成26年度 4,370千回/年)	○介護基盤の整備促進 東京都長期ビジョンや高齢者保健福祉計画に掲げた整備目標分(特別養護老人ホーム6万人分、介護老人保健施設3万人分、認知症高齢者グループ2万人分、サービス付き高齢者向け住宅等2万8千戸を確保できるよう、区市町村の取組を支援するとともに、地域偏在の解消やサービスの質の確保を図る。

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第5節 高齢者保健福祉施策	○高齢者が「地域社会を支える担い手」として、地域とのつながりを持ちつつ、自主的にかつ継続して活躍できるよう、環境整備や仕組みづくりを進める。	○訪問看護人材確保育成事業の実施 ○シルバー交番設置事業(平成24年度末見込み37地区⇒平成26年度末70地区)	○訪問看護人材確保育成事業の実施 ・平成25年度より、訪問看護人材確保育成事業として下記の各事業を実施、予定どおり執行した 地域における教育ステーション事業 →5事業者を指定 管理者・指導者育成事業 →管理者向け研修の実施(8回422名受講) 認定訪問看護師資格取得支援事業 →11事業者に対して補助 訪問看護人材確保事業 →訪問看護フェスティバルの開催 訪問看護推進部会 →在宅療養推進会議の部会として訪問看護推進部会を設置し、訪問看護の推進に向けた検討を行った	○訪問看護人材確保育成事業の実施 ・既存事業について引き続き着実に実施する ・地域包括ケアの構築の推進に向け、引き続き訪問看護推進部会において、訪問看護の人材確保育成策について検討をしていく
			・平成26年度より、福祉人材の確保・定着モデル事業、訪問看護師勤務環境向上事業、訪問看護師定着推進事業を実施【確保計画】 福祉人材の確保・定着モデル事業 →5事業者に対し、事務職員の派遣を実施 訪問看護師勤務環境向上事業 →2事業者に対して補助 訪問看護師定着推進事業 →5事業者に対して補助 ○シルバー交番設置事業 26年度は15区市町(54地区)での実施となった。 【過去3か年の実績】 26年度 予算規模 70 決算規模 54 25年度 予算規模 60 決算規模 47 24年度 予算規模 60 決算規模 37	○シルバー交番設置事業 (27年度から「高齢者見守り相談窓口設置事業」に名称変更) 引き続き、地域の実情に応じた窓口の設置を支援していく。
第6節 障害者施策 1 障害者施策の推進	○障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、地域居住の場や日中活動の場等、障害者の地域生活基盤を整備する。	○地域生活を支える基盤の整備促進の取組 ・「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」により、障害者の地域生活を支える基盤を整備(平成26年度まで)	○ 地域生活を支える基盤の整備促進の取組 「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」 平成25年度末定員増数[平成24年度からの累計] ・地域居住の場の整備 1,159人増 ・日中活動の場 5,179人増 ・在宅サービスの充実(ショートステイ) 97人増	○平成27年度～平成29年度までを計画期間とする、新たな「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づき、以下のように地域生活基盤整備を積極的に進めていく。 ・地域居住の場の整備 2,000人増 ・日中活動の場 6,500人増 ・在宅サービスの充実(ショートステイ) 220人増

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第6節 障害者施策 1 障害者施策の推進	<p>○施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するために、移行支援と定着支援の充実や、安定した地域生活を支える体制整備を図る。</p> <p>○障害者が当たり前に通じる社会を実現するため、福祉施設から一般就労への移行を促進する。</p>	<p>○地域生活への移行の仕組みづくりの取組 ・地域移行に関する普及啓発や移行後の地域生活を支える体制整備を推進し、地域生活への移行を促進</p> <p>○一般就労に向けた支援の充実・強化の取組 ・区市町村障害者就労支援事業により、一般就労への移行を促進</p>	<p>○地域生活への移行促進の取組 ・入所施設からの地域生活移行者数 平成25年度末まで 1,212人 [平成17年10月からの累計]</p> <p>※入院中の精神障害者の地域生活への移行についての取組状況は、「精神疾患医療の取組」による</p> <p>○一般就労への移行促進の取組 ・区市町村障害者就労支援事業による一般就労への移行者 平成25年度 1,745人</p>	<p>○第4期障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)に基づき、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%(890人)以上が地域生活へ移行することを目標として、地域生活への移行を更に促進する。</p> <p>○第4期障害福祉計画(平成27年度～平成29年度)に基づき、以下の3つを目標として、障害者の一般就労を促進する。 ・平成29年度中の・区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数を2,500人とする ・福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者を2,140人(平成24年度実績の2倍以上)とする ・就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする</p>
第6節 障害者施策 2 重症心身障害児(者)施策の推進	<p>○重症心身障害児(者)の在宅での療育体制の充実を図る。</p> <p>○高い医療ニーズに対応できるよう、都立重症心身障害児施設の改築等に向けた取組を着実に進めていく。</p>	<p>○在宅重症心身障害児(者)の療育体制の充実 ・在宅療育支援体制や通所施設等の整備を促進</p> <p>○重症心身障害児(者)施設の改築等 ・府中療育センターの改築</p>	<p>○重症心身障害児在宅療育支援事業 平成26年度 ・在宅重症心身障害児(者)訪問事業 訪問看護 延 10,753件、訪問健康診査 8件 ・在宅療育相談事業 在宅療育相談 延 1,999件 ・訪問看護師等育成研修事業 基礎編 延 190人、 レベルアップ編 延 210人、 在宅移行編 78人、訪問実習 34人 ・在宅療育支援地域連携事業 地域連携会議 12回</p> <p>○重症心身障害児(者)通所事業所の整備 平成26年度末現在 40事業所 定員552人 ※「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」 平成26年度末定員増数 [平成24年度からの累計] 79人</p> <p>○超重症児者等受入促進員の配置 平成26年度 通所受入促進員 7施設 延 16,132人 短期入所受入促進員 7施設 延 8,790人</p> <p>○平成31年度竣工に向けて、実施設計に着手した。</p>	<p>○引き続き、重症心身障害児(者)の在宅での療育体制の充実を図っていく。</p> <p>○平成31年度の竣工に向けて、実施設計や各種調査を進めていく。</p>

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第7節 歯科保健医療	<p>○「東京都歯科保健目標 いい歯東京」の達成に向けた取組を進める。</p> <p>○「かかりつけ歯科医」の定着・促進を推進するとともに、歯科医師会と協力して区市町村の歯科医療連携を支援していく。</p> <p>○在宅療養に対応するため、医科歯科連携を推進する。</p>	<p>○生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの達成</p> <p>○かかりつけ歯科医機能の推進</p> <p>○在宅療養の積極的な推進</p>	<p>○8020運動推進特別事業の推進 ・食育支援講習会の実施(平成23年度開始) ・「食育チャレンジブック」の作成(平成26年度)</p> <p>○「いい歯東京」の推進 ・東京都歯科保健目標「いい歯東京」の達成度調査の実施(平成26年度)</p> <p>○8020運動推進特別事業の推進 ・在宅歯科医療研修会の実施(平成22年度開始)</p> <p>○在宅歯科医療設備整備事業の実施(平成21年度開始)【確保計画】 (平成26年度実績:15件)</p> <p>○在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業の実施(平成25年度開始) (平成26年度実績:5件)</p> <p>○周術期口腔ケア体制の基盤整備事業の実施(平成25年度開始)</p> <p>○摂食・嚥下機能支援推進事業の実施(平成22年度開始)</p>	<p>○8020運動推進特別事業の推進 ・食育支援講習会の継続実施</p> <p>○「いい歯東京」の推進 ・ライフステージごとの普及啓発</p> <p>○8020運動推進特別事業の推進 ・在宅歯科医療研修会の継続実施</p> <p>○在宅歯科診療設備整備事業の継続実施</p> <p>○周術期口腔ケア体制の基盤整備事業の継続実施</p> <p>○摂食・嚥下機能支援推進事業の継続実施</p>
<p>第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策</p> <p>1 難病患者支援・原爆被爆者援護対策</p>	<p>○難病患者の負担軽減と治療研究の推進を図るため、医療費助成を継続する。</p> <p>○在宅難病患者の地域における生活を支えるため、保健・医療・福祉の連携と充実を図る。</p> <p>○原爆被爆者の健康保持と福祉の向上のため、総合的な援護対策を行う。</p>	<p>○医療費助成制度の充実</p> <p>○在宅療養支援体制の充実</p>	<p>○一斉更新時の認定手続が円滑に進むようコールセンターを設置するなど、患者からの問合せへの対応を強化</p> <p>○難病患者に対する医療費助成制度の法制化及び対象疾患の拡大に伴い、患者、医療機関等への周知、対象疾病の診断を行う医師や治療を行う医療機関の指定等を行うとともに、認定手続が円滑に進むよう審査体制を見直した。</p> <p>○在宅療養支援体制の充実 国の難病対策の改革の動向を踏まえ、現行事業の課題整理等を行った。 病床利用がほぼ満床になっていた在宅難病患者者の一時入院病床の充実を図るため2床の増床を行った。</p> <p>○「原爆症認定審査基準」の改定内容を踏まえて、認定申請予定者に適切な案内を行った。</p>	<p>○認定手続が円滑に進むよう引き続き審査体制を整備していく。</p> <p>○難病医療費助成制度について、より利用しやすくするよう都民や患者へ引き続き周知を行っていく。</p> <p>○平成26年5月に成立した難病の患者に対する医療等に関する法律や平成27年9月に告示された難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針等の内容を踏まえ、在宅療養体制の充実のための施策を評価・検討する。</p> <p>○引き続き「原爆症認定審査基準」の改定内容を踏まえて、認定申請予定者に適切な案内を行うとともに、厚生労働省に対し、当該認定に係る資料進達を迅速かつ着実に行う。</p>

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策 2 ウイルス肝炎対策	<ul style="list-style-type: none"> ○潜在する感染者を早期発見し、適切な治療に結びつけることで、肝がんの発生防止を目指す。 ○肝炎ウイルス検査の実施体制及び医療体制の整備、医療費の助成など総合的なウイルス肝炎対策を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○肝炎ウイルス検査の実施体制の整備 ○肝炎診療ネットワークの充実 ○医療費助成の実施 ○肝炎患者等に対する支援や情報提供の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療保健政策区市町村包括補助事業の「肝炎ウイルス検査受診勧奨等事業」を活用し、区市町村の住民に対する知識の普及啓発や未受検者への受診勧奨の取組を支援するとともに、職域に向けたチラシを作成し普及啓発を行った。 ○肝炎診療ネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医のためのウイルス性肝炎診療連携の手引きの作成 ・肝疾患診療連携拠点病院による医療従事者研修会の実施(年6回) ・拠点病院等連絡協議会の実施(年1回) ○医療費助成の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成を着実に実施するほか、新しく承認された治療法にも対応 ○肝炎重症化予防推進事業【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・定肝検査及び肝炎検査の結果、陽性判定であった方が医療につながるよう初回精密検査の費用助成を開始 ○肝炎患者等に対する支援や情報提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・肝疾患相談センターにおいて、患者や家族等に対する相談支援を実施(2箇所) ・肝疾患診療連携拠点病院による患者講演会の実施(年2回) ・患者サロンの実施(年12回) ・肝炎健康管理手帳の作成 ・職域向け研修会の実施(年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村への支援、都民及び職域への普及啓発を引き続き行う ○肝疾患診療連携拠点病院による医療従事者研修の実施 ○拠点病院連絡協議会の実施 ○医療費助成を着実に実施するほか、新しく承認予定の治療法に対応 ○肝炎重症化予防推進事業 ○肝疾患相談センターにおいて、患者や家族等に対する相談支援を実施 ○肝疾患診療連携拠点病院による患者講演会の実施 ○患者サロンの実施 ○肝炎健康管理手帳の作成 ○職域向け研修会の実施及び肝疾患職域コーディネーターの養成

(第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策 3 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な血液を確保するため、献血に関する普及啓発を図る。 ○医療機関における血液製剤の適正使用を推進するとともに安全対策の充実を図る。 ○臓器移植医療に関する都民の理解を深めるため、情報提供や普及啓発に努める。 ○骨髄ドナー登録を推進するため、骨髄移植及び末梢血幹細胞移植に関する知識を都民に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○献血キャンペーンや献血セミナーの実施等による普及啓発 ○臓器提供意思表示カードの普及 ○骨髄移植等に関するドナー登録の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○献血者が減少する時期(夏季、冬季及び春季)に、広報等を実施し、普及啓発及び血液の確保を図った。 ○9月～12月に輸血療法研究会の実施、適正使用アドバイス事業を実施(13医療機関)により、医療機関の適正使用の推進、安全対策の充実を図った。 ○10月の臓器移植推進月間を中心に「臓器提供意思表示カード」の配布等を行い、臓器移植に関する情報を広く都民に周知し、移植医療の推進を図った。 ○コーディネーター2名を継続配置。 ○10月の骨髄バンク推進月間において、都内5保健所での骨髄ドナー登録受付を実施し、登録者の確保を図った。 ○輸血療法委員会の設置状況 平成26年末現在195医療機関(100床以上)中、184医療機関に設置(設置率94.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ○献血キャンペーン期間における、より効果的な広報、普及啓発策等の検討、実施 ○医療、現場のニーズを踏まえ、適切なテーマの設定による輸血療法研究会の実施、適正使用アドバイス事業の内容の充実 ○臓器移植推進月間等における、広報、普及啓発等の実施 ○骨髄バンク推進月間等における、広報、普及啓発策実施

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第1節 健康危機管理の推進	○新型インフルエンザなど新興感染症の脅威や、青少年を中心とした違法(脱法)ドラッグの乱用、食の安全の脅威をはじめとする様々な健康危機から都民を守るため、機能強化した健康安全研究センターを技術的拠点として、地域における健康危機管理の拠点である保健所と連携しながら、健康危機管理の更なる推進を図る。	○健康安全研究センターによる取組 ・危機発生時における実地疫学調査チームの現地派遣とWeb会議の活用 ・放射性物質の測定結果など適切な情報提供 ・専門職研修の充実	○健康安全研究センターを核とした取組の推進 ・集団感染発生時などに保健所からの要請に応じて実地疫学調査チームを派遣して対応を支援 ・Web会議について都内全保健所に導入 ・放射性物質の測定結果を、健康安全研究センターのホームページにおいて日英2か国語で情報提供 ・健康安全分野に携わる専門職種に対する研修の見直し	○健康安全研究センターを核とした取組の推進 ・健康危機に備え、実地疫学調査チームによる相談対応やWeb会議の活用などを平時から推進 ・健康危機に関する情報をホームページなどを通じて適宜適切に発信 ・研修の充実など、専門職の人材育成推進
第2節 感染症対策	○新型インフルエンザをはじめとする振興・再興感染症の流行に備え、地域医療体制を強化する。	○新型インフルエンザに対応する保健医療体制の強化と医療資器材等の備蓄	○ 新型インフルエンザ対策 ・ 感染症診療協力医療機関を82か所指定 ・ 感染症入院医療機関を197か所登録 ・ 東京都感染症医療体制協議会を開催(年1回) ・ BCP作成に向けた研修会の実施 ・ 都民向け普及啓発の実施 (26年度:ポスター 3千部 チラシ65千部 都内中小企業ほか、医療機関など都内約1,400か所にて掲示。多言語パンフレット 4万部 大学、日本語教育機関、外国人支援団体など都内355か所に配布。クリアファイル2万部 都内中小企業ほか、医療機関など都内約120か所に配布) ・ 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル、リレンザ)を都民の60%相当分備蓄済 ・ 個人防護具をはじめ、必要な医療資器材を備蓄済 ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法を踏まえ、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定(平成25年11月)	○ 新型インフルエンザ対策 ・ 東京都感染症医療体制協議会及びブロック協議会の協議を踏まえ、地域保健医療体制を整備・強化 ・ 感染症診療協力医療機関、感染症入院医療機関に対するBCP研修・訓練等の支援 ・ 抗インフルエンザウイルス薬や個人防護具等の医療資器材を引き続き備蓄 ・ 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定を踏まえ、保健医療体制ガイドライン(平成23年4月)を改定
第2節 感染症対策	○「東京都感染症予防計画」に基づき、食品や動物など様々な分野・機関との連携を強化した取組を進める。	○感染症の流行状況・予防対策等の情報提供の充実(発生動向調査、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム)	○感染症発生動向調査 ・コンピュータを用いたオンライン報告の確認による流行状況の監視 ・病原体定点医療機関からの検体搬入、集団感染発生時の検体確保及び菌株の確保により、流行株等の早期把握を実施 ・感染症週報を発行し、都内の感染症発生情報の分析結果を、都民や医療関係者等へ提供・公開 ○感染症健康危機管理情報ネットワークシステム ・オンラインシステムにて健康安全研究センターへの検査依頼及び結果通知等の迅速な検査対応を実施(関係保健所への情報提供含む。) ・大きな流行が見られる疾患や注意が必要な疾患についてまとめた感染症通信を発行し、各保健所への情報提供 ・流行中の疾患について流行状況一覧を作成・公開 ・集団感染等の発生が見られた保健所の協力の下、流行状況・対応経過について、各保健所への情報提供を実施	○感染症発生動向調査 ・流行状況を常時監視するとともに、患者からの検体等の確保による流行株等の早期把握に努め、有効かつ適切な予防対策を行う。 ・引き続き、感染症週報や感染症情報センターホームページにおいて、感染症発生情報等を公表し、感染症予防とまん延防止対策を進める。 ○感染症健康危機管理情報ネットワークシステム ・引き続き、適切な運用に努めるとともに、得られた情報を随時ネットワークシステム上に掲載し、感染症に係る情報収集・分析機能の強化を図る。

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 感染症対策	<p>○世界的な規模で発生が懸念される感染症に、アジア大都市及び国内の関係機関との連携により対応していく。</p> <p>○全国平均に比べ、罹患率が高い東京の結核の克服に向けて、対策を一層強化する。</p>	<p>○アジア感染症対策プロジェクトにおける人材育成、共同調査研究の実施</p> <p>○「東京都結核予防推進プラン」に基づく結核対策の強化</p>	<p>○アジア感染症対策プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ共同調査研究(平成24～26年度)として、ジャカルタ及びマニラにおいてサーベイランスを実施し、26年度には最終報告書をまとめた。 ・各都市の感染症の発生状況及び対策の現状について調査を実施し(感染症現状調査2014)、27年度はHIV/エイズをテーマとした共同調査研究の実施を決定した。 ・バンコクのマヒドン大学熱帯医学部に都内医療機関、保健所の医師、看護師、保健師6名を派遣(アジア大都市感染症対策海外派遣研修→都内の感染症対策従事者の人材育成) <p>○結核対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設・幼稚園及び学習塾等を対象とした結核対策の手引作成 ・地域連携パスノートを都内全域に順次拡大ノート外国語版の作成(8か国語) 「東京都結核予防推進プラン」に基づく結核対策の実施 ・医療機関・施設向け結核対策の手引き作成 ・地域連携パスノートを活用したDOTSの推進 	<p>○アジア感染症対策プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIV/エイズをテーマとした共同調査研究を実施する(27年度は東京は外国人対応を課題として選択) ・海外派遣は引き続き、マヒドン大学熱帯医学部に都内医療機関及び保健所職員等を派遣 <p>○結核対策</p> <p>「東京都結核予防推進プラン」に基づく結核対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に作成した手引きや地域連携パスノートも活用し、医療機関向け、施設向け、学校関係者向け、保健所職員向け講演会を開催

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
	<p>○若者、働く世代に感染者が多いHIV/エイズ・性感染症対策について、保健所をはじめ、学校関係者や民間団体等、地域と連携した体制づくりを進める。</p>	<p>○利用しやすいHIV検査体制の整備とHIV陽性者の様々な医療ニーズに対応する診療体制の整備</p>	<p>○ エイズ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の取組目標とその具体的な方策を示した、「エイズ対策の新たな展開」を平成21年5月に策定 ・ エイズ啓発拠点事業の実施(東京都エイズ啓発拠点「ふぉー・てい」の運営、渋谷区、豊島区等の繁華街における若者向け啓発イベントの実施) ・ 多摩地域で土曜日に迅速検査を実施(80人/日) ・ エイズ診療拠点病院等による診療体制及びHIV陽性者に対する療養支援体制の整備 	<p>○ エイズ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「エイズ対策の新たな展開」に基づく施策展開 ・ エイズ啓発拠点事業の実施 ・ 性感染症を含めたHIV検査・相談の実施 ・ 診療体制と療養支援体制の整備に向けた検討を行い、必要に応じて国への提案要求等を実施 ・ 南新宿検査・相談室における梅毒検査の通年実施(水・日曜)及び性器クラミジア・淋菌検査の臨時実施
第3節 医薬品等の安全確保	<p>○医薬品や医療機器等の製造業者・製造販売業者が、適切な品質・製造管理、安全情報管理するよう指導・支援し、医薬品等の安全確保を図る。</p>	<p>○監視指導の国際的標準化に対応した内部監査システムの適切な運用と監視指導の質の向上</p>	<p>○調査員等教育訓練計画に従い、4月に新任・復帰研修、8月と9月に継続研修を実施し、調査員の資質及び監視指導の質の向上を図った。日本は平成26年7月1日付でPIC/S加盟国となった。PIC/S事務局からの推奨事項及び平成26年10月に実施された国(独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に業務を委託)による都の調査体制の確認結果を踏まえ、東京都GMP/QMS調査手順書を改正した。</p>	<p>○関東甲信越ブロック10都県の合同模擬査察研修、国主催合同模擬査察研修等への参加により、調査員の資質向上を図る。マネジメントレビューや自己点検の結果等を踏まえて、東京都GMP/QMS調査手順書の改正、当該手順書に関連する細則を制定する。これらを通じて、監視指導の国際的標準に対応した品質管理システムの構築と適正な運用を図る。</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第3節 医薬品等の安全確保	<p>○医薬品・医療機器に関する安全情報や薬局の機能情報を都民へ分かりやすく提供する環境を整備し、医薬品等の安全かつ適正な使用を確保する。</p> <p>○「東京都薬物の濫用防止に関する条例」に基づき、薬物乱用対策を拡充し、都民が安全かつ安心して暮らすことができる社会の実現を図る。</p>	<p>○薬局機能情報提供システムの適切な運用と消費者への安全確保、適正使用の推進</p> <p>○実態把握・指導取締・普及啓発の充実強化による薬物乱用防止対策の推進</p> <p>○違法(脱法)ドラッグ対策の充実を図り、市場から未規制薬物を迅速に排除</p>	<p>○平成26年9月から、都の医療機関検索システム“ひまわり”のトップページに“薬局いんぷお”を統合し、“ひまわり”のページから薬局の検索ができるようにし、都民の利便性の向上を図った。</p> <p>○平成27年2月から、薬局の情報を更新するために薬局管理者に義務付けられている報告について、インターネットを利用したオンライン報告を開始した。</p> <p>○ キーワード連動広告・警告表示等のITツールを活用した情報提供や注意喚起、大学生等を対象とした動画作成の公募、自動車教習所ビジョンでの動画放映を行うなど、若い世代の目に止まる方法での効果的な啓発を行った。</p> <p>○ 未規制薬物(36成分)について、東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき、知事指定薬物に指定するとともに国等に情報提供し、広域的な規制に繋がった。</p> <p>○警察官への危険ドラッグ店舗への立入権限の付与、都職員への収去権の付与等「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を改正するとともに、国などと連携し合同立入調査を頻回にわたり行うことにより、都内店舗数の激減に繋がった。</p>	<p>○平成28年4月から新たに開始される健康づくり支援薬局(仮称)の公表に関し、国は、薬局機能情報提供システムを利用するとの方針を示していることから、必要に応じたシステム改修を実施し、都民に対する周知を図る。</p> <p>○一般用医薬品の特定販売(インターネット販売等)の届出受付、監視指導を行うとともに、事業者・都民に対し制度の周知を図る。</p> <p>○人気アニメとタイアップした動画の放映や大学内設置無料コピー広告等により、若い世代の目に止まる方法での効果的な啓発の充実を行う。</p> <p>○海外での流通動向及びインターネット上のビッグデータ情報を解析することにより、迅速かつ効率的に流通実態を把握して、流行製品などの試買調査・監視指導をする。また、試買等で発見した未規制薬物については、東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき、知事指定薬物に迅速に指定する。</p> <p>○店舗数激減に伴い、インターネットによる販売等が増えることからインターネット上の店舗の指導・取締りの強化をしていく。</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第4節 食品の安全確保	<p>○「東京都食品安全推進計画」に基づき、食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>○大規模な食中毒の発生時又は食品による重大な健康被害等の緊急時において、的確な被害の拡大防止、再発防止を図る。</p> <p>○事業者のコンプライアンス意識の向上や自主的な衛生管理の取組を推進するため、都独自に制定した「食品衛生自主管理認証制度」の普及を図る。</p> <p>○食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力を進めるため、食に関するリスクコミュニケーションを充実させる。</p>	<p>○食品安全推進計画(5か年計画:平成22年度～平成26年度)の推進と検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度(計画の中間年度):食品安全推進計画の進捗状況を都民に公表 平成25年度～平成26年度:今期計画の検証と次期計画策定 <p>○大規模食中毒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 都区市職員への対応訓練の実施、普及啓発資料の作成、近隣自治体及び庁内連携の推進 <p>○食品衛生自主管理認証制度の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナーの開催、衛生管理マニュアル作成例の提示による中小規模事業者への取組支援 <p>○リスクコミュニケーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全都民フォーラムの開催、公募都民による「食の安全調査隊」活動 	<p>○食品安全推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画(22年度～26年度)の推進 計画の進捗状況(22年度～26年度)を東京都食品安全審議会に報告 <p>[施策の方向性]</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業者のコンプライアンス意識向上、自主管理向上施策の充実 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月、東京都食品安全審議会に計画の改定について諮問、同年10月答申 平成27年2月、食品安全推進計画を改定 <p>○大規模食中毒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模食中毒の発生を想定し、調査手順の確認、疫学情報の解析、対応方法の検討等、実践に即した図上訓練を実施 首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会等を通じ、近隣自治体と連携体制を強化 <p>○食品衛生自主管理認証制度の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度説明会の開催、各種イベント出展、業界団体等が主催する講習会で制度の普及を実施 マニュアル作成セミナーの開催、衛生管理マニュアル作成例の都ホームページ掲載及び認証取得施設の見学会を開催し、中小規模事業者の取組を支援 本部認証^{※1}、特別認証^{※2}及び自主的衛生管理段階的推進プログラム^{※3}の創設による認証制度の活用促進 ※1:チェーン店全体の衛生管理システムについて認証 ※2:国際規格等の認証書を提出することで認証 ※3:認証取得までを3つのステップに分けて、自主 <p>○リスクコミュニケーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全都民フォーラムの開催(平成15年度から毎年度2回開催。平成26年度は9月及び2月開催) 食の安全調査隊活動の実施(平成19年度から毎年度5回から6回開催。平成26年度9月から2月まで全5回開催) 	<p>○食品安全推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画(27年度～32年度)の推進 計画の進捗状況を東京都食品安全審議会に報告 <p>【施策の柱】</p> <ol style="list-style-type: none"> 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進 <p>○大規模食中毒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模食中毒発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、Web会議等を活用した都区市合同の訓練を実施 首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会を開催し、近隣自治体と情報交換するとともに連携強化を図る。 <p>○食品衛生自主管理認証制度の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的衛生管理段階的推進プログラムを活用した事業者における衛生水準の点検確認と技術的助言 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで実施してきたマニュアル作成セミナーの内容を拡充し、認証取得に必要な衛生管理事項についてマニュアルを作成するセミナーを実施【新規】 制度の円滑な運用及びさらなる普及に向けた活動 <p>○リスクコミュニケーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全都民フォーラムの開催(平成27年度は9月及び2月の2回開催予定) 食の安全調査隊活動の実施(平成27年度は8月から9月まで全5回開催予定) 食の安全都民講座(平成27年度は6月から3月まで全3から6回開催予定)

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第5節 アレルギー疾患対策	<p>○アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発、保育所や学校等における発症時対応の仕組みづくり及び医師等への診療ガイドラインの普及など、アレルギー疾患対策を推進していく。</p> <p>○花粉症の新規発症予防や症状軽減に役立つための花粉飛散情報提供や治療方法の普及など、花粉症の予防・治療対策を、引き続き総合的に推進する。</p>	<p>○保育所、学校等の関係者向けのアレルギー対応研修の実施(都内保育所等における研修参加施設数の増加)</p> <p>○医師・看護師等に対するアレルギー診療ガイドライン等の普及(医師会と連携した医師向け講習会の開催)</p> <p>○花粉症の治療に関する情報提供(「花粉症一口メモ」の配布)</p> <p>○花粉自動測定・予報システムの運用(「とうきょう花粉ネット」によるインターネット等での情報提供)</p>	<p>○保育所等関係者向け研修の実施及び患者・保護者向け講演会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等職員に対して、「ぜん息」「食物アレルギー」「アトピー性皮膚炎」等テーマ別に「アレルギー相談実務研修(子供)」を実施 ・訪問看護ステーションや企業健康管理室職員向けに「成人ぜん息」等をテーマにした「アレルギー相談実務研修(成人)」を実施 ・患者・保護者を対象にした子供のアレルギー講演会、成人ぜん息講演会を開催 <p>○都保健所におけるアレルギー教室事業の実施</p> <p>○食物アレルギーの緊急時対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患対策検討委員会において、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、学童保育や小規模を含む都内全保育施設職員に配布 ・上記マニュアルや緊急時を想定したシミュレーションナリオ、アドレナリン自己注射薬練習キット(エピソードトレーナー)を使用した実習等を取り入れた「ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修」を実施 <p>○都内乳幼児のアレルギー疾患に関する調査の実施(5年毎:平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」及び「都内全保育施設調査」を実施 <p>○医師向けアレルギー講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師や医療関係者を対象としたアレルギー講習会を通して、診療ガイドラインの普及等を実施 <p>○花粉症の予防治療等に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花粉症予防治療シンポジウムの開催、「花粉症一口メモ」を発行・配布 <p>○花粉自動測定・予報システムの運用(「とうきょう花粉ネット」によるインターネット等での情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スギ・ヒノキを分けて1時間ごとの測定結果や予測等の情報提供を行っている「とうきょう花粉ネット」を運用し、情報発信 	<p>○保育所等関係者向け研修の実施及び患者・保護者向け講演会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者向け「子供のアレルギー相談実務研修」、「成人のアレルギー相談実務研修」の実施 ・患者家族向け「子供のアレルギー講演会」、「成人ぜん息講演会」の実施 ・引き続き、研修及び講演会を開催 <p>○都保健所におけるアレルギー教室事業の継続実施</p> <p>○食物アレルギーの緊急時対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修」は、平成25年度から4か年で都内すべての保育施設が受講できるよう実施中 <p>○都内乳幼児のアレルギー疾患に関する調査の結果公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」、「都内全保育施設調査」の結果公表並びに区市町村及び関係機関への情報還元 <p>○アレルギー疾患対策基本法に伴う対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都アレルギー疾患対策推進計画の策定に向けて、H27年度から委員を拡充したアレルギー疾患対策検討委員会、関係局連絡会議(H27新規)、区市町村連絡会(H27新規)を開催 ・都の推進計画の方向性を視野に都の総合的なアレルギー施策の構築を検討していく <p>○医師等向けアレルギー講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医療従事者向けに講習会を開催及びガイドラインの普及等により医療の均てん化を図る <p>○花粉症の予防治療等に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花粉症予防・治療等の最新情報を花粉症予防治療シンポジウムや「花粉症一口メモ」にて普及啓発 <p>○平成27年度も継続して実施</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第6節 環境保健対策	<p>○ダイオキシン類等の化学物質について食事由来の曝露量推計調査を実施し、食品中の含有量や都民の摂取状況等の情報提供を行っていく。</p> <p>○「住まいの健康配慮ガイドライン」や「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」等を活用し、化学物質の影響を受けやすい子供の対策を重点としたシックハウス対策を推進するなど、安全な室内環境を確保するための啓発や情報提供等の取組を進める。</p> <p>○大気汚染物質の健康影響を解明するために、必要に応じて調査研究を実施していく。</p> <p>○環境中の放射線量等についてモニタリングを実施し、適切な情報提供を行っていく。</p>	<p>○食事由来の化学物質曝露量推計調査の実施(平成24年度から放射性物質を調査項目に追加)</p> <p>○「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」等の普及啓発</p> <p>○保健所における化学物質等に関する相談・指導</p> <p>○大気汚染物質による健康影響に係る調査研究</p> <p>○放射性物質の測定と公表及び放射能に関する都民への適切な情報提供</p>	<p>○食事由来の化学物質等ばく露量推計調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トータルダイエツスタディにより、ダイオキシン類、残留農薬、PCB、重金属、放射性物質の一日摂取量を調査し、その結果を公表 <p>○室内化学物質対策の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、児童館等の関係者を対象に講演会を実施し、化学物質対策の重要性を周知 ・保育所、図書館における室内空気中の総揮発性有機化合物(TVOC)等の調査研究(平成22~24年度)の結果をとりまとめ、平成25年度の化学物質保健対策分科会にて報告 ・TVOC等の調査結果を基に作成した「施設で決める換気のルール」のパンフレットを、平成25年度にベビーホテル、事業所内保育施設、児童福祉施設等に配布 ・新生児を迎える家庭向けの「赤ちゃんのための室内環境」のリーフレットを平成26年度に改定し、区市町村の母子保健担当部署、保健所等に配布 <p>○保健所における相談・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民からの相談に対し、情報提供、訪問相談、環境測定等を実施 <p>○大気汚染物質による健康影響に係る調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験動物・培養細胞を用いて、大気中に存在する有機酸類の健康影響について調査研究を実施 ・都内の大気を捕集し、大気中に含まれる有機酸類の実態を把握 <p>○放射性物質の測定と公表及び放射能に関する都民への適切な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量を常時測定し公表。水や食品の放射性物質の測定機器を整備し、運用 ・希望する区市町村に測定器の貸与 ・都民フォーラムやホームページにて適切に情報提供 	<p>○食事由来の化学物質等ばく露量推計調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの調査項目について定期的に継続して調査を実施(ダイオキシン類と残留農薬の調査を交互に隔年) ・過去からこれまでの調査結果のまとめを実施(平成27年度予定) <p>○室内の化学物質対策の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、子供利用施設等に対し、「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」等に基づく室内化学物質による健康被害の未然防止に取り組む ・新たに室内濃度指針値が策定された化学物質については、実態調査を実施し、結果を都民及び関係部署等に情報提供 <p>○保健所における相談・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都民からの相談に対し、適切な情報提供や、相談・助言等を実施 <p>○大気汚染物質による健康影響に係る調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中の有機酸類に関する健康影響について、これまでの研究結果の検証を行い、報告書を作成 <p>○放射性物質の測定と公表及び放射能に関する都民への適切な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中の空間放射線量や食品中の放射性物質の検査を引続き実施 ・積極的な情報提供(都民フォーラムの開催、測定・検査結果のホームページでの公表等)を実施

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第7節 生活衛生対策	<p>○理・美容所、クリーニング所など環境衛生関係施設の自主管理を推進する。</p> <p>○公衆浴場、社会福祉施設などでのレジオネラ症の予防、プールでの事故・感染症の発生防止対策の徹底を図る。</p> <p>○飲用水の安全性を確保するための対策や指導を充実、強化する。</p> <p>○多数の都民が利用する特定建築物に対する監視指導等を充実させ、健康を支える快適な室内環境の確保を図る。</p>	<p>○維持管理規定と発生時対応の強化による公衆浴場等へのレジオネラ症防止対策の徹底</p> <p>○「東京都水道水質管理計画」、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づく飲用水の安全確保</p> <p>○簡易水道事業等補助事業の実施(平成24年度8町村15事業で実施 ⇒ 平成25年度 9町村17事業を対象に実施)</p>	<p>○公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱及び、レジオネラ症患者発生時における施設調査マニュアルを策定。また、公衆浴場等営業者向けの自主管理マニュアルを作成。</p> <p>○「東京都水道水質管理計画」等に基づく水質検査の実施 平成26年度1,336件、水道法登録水質検査機関等対象の外部精度管理事業の実施(9月～3月)及び特定小規模貯水槽水道等などの監視・指導92.3%実施</p> <p>○簡易水道事業等補助事業の実施 平成24年度 8町村16事業 平成25年度 9町村22事業 平成26年度 9町村26事業</p> <p>○特定建築物の所有者等に対する講習会の実施及び立入検査にあたっての特定建築物立入検査票判定要領を改定した。</p>	<p>○要綱や調査マニュアルに基づくレジオネラ症の予防・感染防止の徹底。監視等における自主管理マニュアルの普及による営業者等の意識向上の支援。高齢者福祉施設の自主管理支援。</p> <p>○「東京都水道水質管理計画」等に基づく水質検査の実施 平成27年度2,200件(予定)、水道法登録水質検査機関等対象の外部精度管理事業の実施(9月～3月)及び特定小規模貯水槽水道等などの監視・指導 100%実施(予定)</p> <p>○簡易水道事業等補助事業の実施(平成27年度 9町村25事業で実施)</p> <p>○特定建築物の立入検査や講習会の実施を通じて、法令改正等の周知や適正な維持管理を推進</p>
第8節 動物愛護と管理	<p>○「東京都動物愛護管理推進計画」に基づき様々な取組を進める。</p> <p>○動物に関わるトラブルをなくし、動物が地域に容れられる社会づくりに向けて、飼い主や動物取扱業者の社会的責任を徹底していく。</p> <p>○都と区市町村が緊密に連携し、さらに、動物愛護推進員や動物愛護団体との協働を促進して地域の実情に応じた多様な取組を進める。</p>	<p>○飼い主の社会的責任の徹底 ・区市町村と連携した犬の登録、狂犬病予防注射制度の周知徹底等</p> <p>○事業者の社会的責任の徹底 ・動物取扱業の種別拡大と規制強化に合わせた監視指導の充実強化等</p> <p>○地域への取組への支援 ・飼い主のいない猫対策支援事業、動物愛護推進員の人材情報提供事業の推進等</p> <p>○致死処分数減少への取組 ・譲渡事業の推進等致死処分数減少に向けた更なる取組の充実強化</p>	<p>○東京都動物愛護推進計画の理念を踏まえ、適正飼養、終生飼養の徹底に向けて、既存のパンフレット、リーフレットの内容を見直し、改定、増刷して、区市町村、関係団体、動物愛護推進員等に配布。また、ペットの飼育に関する基礎的な知識を深めるため、都民を対象に、犬猫の行動学に関する適正飼養講習会を開催</p> <p>○動物愛護管理法等に基づく規制内容を踏まえて事業者評価制度を見直し、監視指導を効率的・効果的に実施。また、飼養施設の臭気管理に関するリーフレットを作成する等、動物取扱業者施設の自主管理を推進</p> <p>○地域における飼い主のいない猫対策の推進のため、医療保健政策区市町村包括補助事業による財政的支援。動物愛護週間に飼い主のいない猫対策に係るパネルディスカッションを開催</p> <p>○新たに成犬成猫の譲渡推進パンフレットを作成し、適正飼養、終生飼養の普及啓発及び譲渡団体の紹介等を行うことで、譲渡事業を推進し、致死処分数を減少 譲渡団体の登録基準を見直し、譲渡団体の数を増加 譲渡団体との協力体制を強化し連携を深めるため、譲渡動物サイトを開設</p>	<p>◆平成26年3月に動物愛護管理推進計画を改定し、新たな計画に基づき取組を推進</p> <p>○動物の適正飼養、終生飼養の徹底に向けて、区市町村、関係団体、動物愛護推進員等と連携し、飼い主責任、適切な繁殖制限措置、所有明示(個体識別)、遺棄虐待防止等の普及啓発を推進。子供や高齢者といった各年齢層の特性を踏まえた啓発教材・パンフレットを作成</p> <p>○法改正による動物取扱業者の規制強化を踏まえ、監視指導により、事業者の法令遵守と適正な動物管理を徹底</p> <p>○地域特性を踏まえた区市町村等の取組を支援するため、区市町村包括補助による、飼い主のいない猫対策、動物愛護推進員との連携、多頭飼育問題対策等への財政的支援や情報提供を実施</p> <p>○更なる致死処分数減少のため、譲渡団体との連携した取組を拡充するとともに、譲渡事業の周知を図り、譲渡を推進する。</p>

(第3章 健康危機管理体制の充実)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第8節 動物愛護と管理	○感染リスクが増加している動物由来感染症への的確な対応や、災害発生を想定した対策を充実し、都民と動物の安全確保を図る。	○都民と動物の安全確保 ・狂犬病発生時対策をはじめとした動物由来感染症対策、地域防災計画を踏まえた災害対策の充実強化等	○(公社)東京都獣医師会と連携した動物病院での動物由来感染症モニタリングの実施と結果分析による情報のフィードバックによる感染症防御対策の徹底 ○都の防災計画を踏まえた区市町村の計画作成への支援。また、防災のパンフレットによる防災への準備や避難所でのマナー等について普及啓発	○動物由来感染症に適切に対応するため、関係団体と協働した調査や対応マニュアルの見直し等を行っていく。 ○災害時に備えた動物救護のための関係団体との協定、飼い主への普及啓発等を区市町村と連携して推進

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第1節 行政の役割 2 東京都の保健所・研究機関の役割 (1)東京都保健所	<p>○市町村、地域の関係機関・団体と重層的な連携体制を構築し、保健・医療・福祉の一体的、総合的な取組をより一層、強化・推進する。</p> <p>○企画・調整、健康情報センター機能等を活かし、市町村・地域への積極的な支援に努める。</p> <p>○健康危機管理体制の強化・充実を図る。</p>	<p>○保健・医療・福祉施策を一体的・総合的に推進するための機能を強化</p> <p>○ソーシャルキャピタルを活用した健康づくり支援の推進</p> <p>○地域保健医療協議会による地域保健医療推進プランの改定及び進行管理</p> <p>○課題別地域保健医療推進プランの策定及び実施</p>	<p>○市町村、関係機関・団体との連携を強化し、保健・医療・福祉の一体的、総合的な取組を進めている。</p> <p>○ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの支援に関する取組を進めている。</p> <p>○地域保健医療協議会において地域保健医療推進プランの改定を実施した。</p> <p>○平成25年度の課題別地域保健医療推進プランを策定し、実施した。</p>	<p>○引き続き、市町村、関係機関・団体との連携を強化し、保健・医療・福祉の一体的、総合的な取組を進めていく。</p> <p>○引き続き、ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの支援に関する取組を進めていく。</p> <p>○引き続き、地域保健医療協議会において地域保健医療推進プランの進行管理を行う。</p> <p>○引き続き、課題別地域保健医療推進プランを策定し、実施する。</p>
第1節 行政の役割 2 東京都の保健所・研究機関の役割 (1)公益財団法人東京都医学総合研究所	<p>○これまで培ってきた研究成果とノウハウを結集させた研究所として、都民の抱える切実な医療課題に応えていくため、研究の着実な推進を図り、より高い研究成果を都民に還元する。</p>	<p>○重要疾患の原因解明及び予防法・診断法・治療法の確立を目指したプロジェクト研究の推進</p> <p>○産学公の連携活動の積極的な取組による研究成果の社会還元及び人材育成</p> <p>○講演会やシンポジウム等の開催による研究成果の普及と発信</p>	<p>○研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究課題等を明確にし、外部委員による評価を受けながら26のプロジェクト研究を実施 ・都の重点施策に関する2課題「新型インフルエンザ対策に係る基礎研究」、「がん総合的高次研究」を特別研究として実施 <p>○産業界との連携活動やライセンス活動等により研究成果を社会還元するとともに、病院や大学院から、研修生等を受入・育成</p> <p>平成26年度には病院等連携研究センターを新たに設置し、研究成果の社会還元につながる取り組みを強化</p> <p>○一般都民向けの都民講座を年8回、研究者等を対象としたセミナーを年58回・国際シンポジウムを年4回開催する等、様々な普及活動を実施</p>	<p>○平成27年度より、第3期プロジェクトとして28のプロジェクト研究を推進するとともに、特別研究3課題(「新型インフルエンザ対策に係る基礎研究」、「がん総合的高次研究」、「 Dengue熱対策に係る基礎研究」)を推進</p> <p>○研究成果の社会還元を目指して、様々な企業等との共同研究や都立病院等との連携研究を充実させるとともに研究成果の特許化等を推進</p> <p>○研究人材の育成や研究活動の活性化を図るため、病院・大学等の他機関からの人材受入を実施</p> <p>○研究成果等を広く都民等に普及するため、都民講座やシンポジウム等の充実を図る。</p>
第2節 医療機関の役割 1 特定機能病院	<p>○高度医療を提供する特定機能病院について、特定機能病院相互や他の医療機関との連携を図るとともに、その医療機能に関して都民への情報提供に取り組む。</p>	<p>○特定機能病院と他の医療機関との連携を図るとともに、特定機能病院相互の情報の共有化や都民に対する特定機能病院の医療機能に係る情報提供に取り組む。</p>	<p>○都ホームページに特定機能病院に関する情報を掲載</p> <p>○平成27年7月現在、15病院</p>	<p>○情報提供を継続実施</p>
2 地域医療支援病院	<p>○医療機能の分担と連携による疾病・事業ごとの医療体制の構築や在宅療養の推進に向けて、今後も地域医療支援病院の確保に努める。</p>	<p>○地域医療支援病院の確保(島しょを除く全ての二次保健医療圏において確保)</p>	<p>○都ホームページに地域医療支援病院に関する情報を掲載</p> <p>○平成26年4月現在、25病院</p>	<p>○情報提供を継続実施</p>

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 医療機関の役割 3 都立病院	<p>○都立病院は、高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた「行政的医療」を適正に都民に提供し、他の医療機関等との密接な連携を通じて、都における良質な医療サービスの確保を図ることを基本的役割として運営していく。</p> <p>○都立病院の再編整備により強化した医療機能を最大限活用し、医療の質の向上と地域の医療機関等とのネットワークを一層強化することにより、都民に対する総体としての医療サービスの向上を目指す。</p>	<p>○「東京ER(広尾・墨東・多摩総合・小児総合)」を機能強化し、救急医療体制を強化する。</p> <p>○墨東病院感染症対応病棟の整備により、感染症医療体制を強化</p>	<p>○「東京ER」の機能強化 <墨東病院> ・高気圧酸素治療装置導入(25年度) ・IVRシステム導入(25年度) ・救命救急センターの機能強化、救命救急特定集中治療病床の増床(6→12床)等を行った新棟を整備・運用(26年度) ・HCU(20床)、SCU(6床)等を備えた診療棟の改修工事実施(26年度) <小児総合医療センター> ・ER病棟(10床)を整備(26年度)</p> <p>○墨東病院感染症対応病棟の整備 ・平成26年4月 新棟竣工 ・平成26年8月 新棟運営開始</p>	<p>○「東京ER」の機能強化 <広尾病院> ・ER初療室改修の検討</p> <p><墨東病院> ・HCU(20床)、SCU(6床)等を備えた診療棟の改修工事完了(27年度) <多摩総合医療センター> ・CCUの機能強化等を検討 <小児総合医療センター> ・PICUの機能強化等を検討</p> <p>○墨東病院感染症対応病棟の整備 ・平成27年10月 新診療棟改修完了</p>

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
		<p>○周産期医療、小児救急医療、小児精神医療などの対応力を強化</p> <p>○患者相談支援機能を強化し、地域の医療機関等との協働体制を推進</p>	<p>○周産期医療、小児救急医療、小児精神医療などの対応力強化</p> <p><周産期医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小児等在宅医療連携拠点事業」を受託(墨東病院、小児総合医療センター)(平成25年7月)(大塚病院)(平成26年7月) <p><小児精神医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「応急入院指定病院」指定(小児総合医療センター)(平成25年4月) <p><小児がん医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京都小児がん診療連携推進事業」を受託(小児総合医療センター)(平成25年9月) <p><小児救急医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ER病棟(10床)を整備(小児総合医療センター)(26年度)(再掲) <p>○患者相談支援機能を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 患者支援センターあり方検討 ・平成26年度 多摩総合医療センターをモデルとした患者支援センターの試行実施 患者支援センターモデル事業とりまとめ 	<p>○周産期医療、小児救急医療、小児精神医療などの対応力強化</p> <p><周産期医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「産婦人科地域医療連携システム(大塚モデル)」により地域医療機関との連携を強化する。(大塚病院) <p><小児救急医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PICUの機能強化等を検討(小児総合医療センター)(再掲) <p><小児精神医療></p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期患者の増加に対応するため、個室増加の検討(小児総合医療センター) <p>○患者相談支援機能を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全都立病院において、患者支援センターを開設、運営(27年度)
<p>第2節 医療機関の役割</p> <p>3 都立病院</p>		<p>○病院のライフライン強化やBCM(事業継続マネジメント)を推進し、災害医療体制を強化</p>	<p>○病院のライフライン強化やBCMの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月 BCP(地震編)の修正・見直し ・平成25年11月 ガスコージェネレーションシステムの常用発電機を新設、運用開始(広尾病院) ・平成26年2月 衛生設備及び空調設備等ライフラインの改修工事着工(広尾病院) ・非常用発電機・燃料タンクを増設(墨東病院) ・平成26年3月 ヘリサイン整備(広尾病院、駒込病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター) 	<p>○病院のライフライン強化やBCMの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCP(地震編)の継続的な見直しを中心としたBCMを推進 ・緊急離発着場(屋上ヘリポート)の災害時夜間運用環境の整備(墨東病院、多摩総合医療センター) ・衛生設備及び空調設備等ライフラインの改修工事(広尾病院) ・施設設備の老朽化が著しい大塚病院の大規模設備更新(大塚病院) ・病院施設の劣化状況を踏まえた、計画的な施設改修

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 医療機関の役割 4 公社病院	<p>○公社病院は、地域医療のシステム化を推進し、包括的・合理的な医療供給体制の確立を図るため、地域医療に対する調査・研究を行うとともに、住民が必要とする保健医療サービスの提供等を行い、住民の医療と福祉の向上に寄与することを目的として運営していく。</p> <p>○公社病院は、住民が地域の中で切れ目のない医療が受けられるよう、地域医療連携を一層推進しながら、特色のある医療を提供し、地域医療の確保に努めていく。</p>	<p>○各病院の地域における医療需要に的確に対応した医療を提供する</p> <p>○地域の医療資源を効率的に活用し、地域医療の質を向上させるため、地域医療のシステム化を更に推進する。</p>	<p>○平成25年度より、東部地域病院が、東京ルールに参画。</p> <p>○多摩南部地域病院、大久保病院、荏原病院について、東京都大腸がん診療連携協力病院に、豊島病院について、東京都胃がん診療連携協力病院に認定(25年4月)。</p> <p>○多摩南部地域病院において、休止していた病棟を緩和ケア病棟として開棟(25年7月16日、16床)</p> <p>○荏原病院において、精神身体合併症医療(Ⅲ型)の実施(25年2月)</p> <p>○荏原病院において、高次脳機能障害支援普及事業を開始(25年7月)</p> <p>○荏原病院において、認知症早期発見・早期診断推進事業を開始(25年8月)</p> <p>○多摩北部医療センター及び豊島病院において、高次脳機能障害支援普及事業を開始(26年4月)</p>	<p>○引き続き、地域医療のシステム化を推進するとともに、地域における医療ニーズを的確に把握しつつ、それぞれの病院が地域医療連携を柱として、がん医療や脳血管疾患医療等の重点医療に積極的に取り組む。</p>
第2節 医療機関の役割 5 公的医療機関	<p>○区市町村立病院をはじめとする公的医療機関は、医療連携体制の構築に際して中核的な病院としての役割を担うとともに、地域住民のニーズに応じた適切な医療サービスの提供が求められている。今後も病院整備や運営に取り組む区市町村等への支援を実施する。</p>	<p>○市町村公立病院整備事業費償還補助事業の実施 ・多摩及び島しょ地区における市町村公立病院の整備事業費の起債償還に対して助成</p> <p>○市町村公立病院運営事業補助事業の実施 ・多摩及び島しょ地区における市町村公立病院に対して、その運営に要する経費を補助</p>	<p>○市町村公立病院に対し、整備事業に係る償還補助や運営費補助を実施</p> <p>○公的医療機関における医学的リハビリテーション施設の施設・設備整備に係る補助を実施</p> <p>○「東京都地域医療支援ドクター」の実施により、市町村公立病院の医師確保を支援【確保計画】</p>	<p>○市町村公立病院に対し償還補助や運営費補助を行うことにより、多摩及び島しょ地区の医療機能を確保</p> <p>○「東京都地域医療支援ドクター」の実施により、市町村公立病院の医師確保を継続して支援</p>

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第2節 医療機関の役割 6 民間病院	<p>○民間病院における医療療養病床について、東京都独自の整備費補助や経営面からの支援などを通じて必要数を確保する。</p> <p>○医療施設における患者の療養環境の改善や施設の安全管理を確保するため、民間医療機関が行う施設整備に対して必要な支援を行う。</p>	<p>○医療施設近代化施設整備費補助事業の実施 ・医療資源の効率的な再編や患者の療養環境の改善を図るため、施設整備費を補助</p> <p>○療養病床整備事業の実施 ・一般病床から医療療養病床への移行等の支援</p> <p>○療養病床転換促進事業の実施 ・一般病床から医療療養病床への移行等の経営面からの支援</p> <p>○医療機器管理室施設整備事業の実施 ・医療機器の適正な使用を推進するため医療機器管理室を整備</p> <p>○地球温暖化対策施設整備事業の実施</p>	<p>○医療施設近代化施設整備費補助事業により、改築等を行う医療機関を支援</p> <p>○療養病床の確保を図るため、一般病床等から医療療養病床に転換する医療機関や新たに療養病床を整備する医療機関を支援 補助実績(26年度) ・改修:2病院(303床) ・改築:2病院(81床) ・新築:5病院(554床)</p> <p>○医業経営コンサルティングの専門家に医療機関の一般病床等から療養病床への転換に係る支援業務を実施 実績 (26年度) 転換促進(6病院) 転換実行支援(3病院) 経営研修(33病院)</p> <p>○施設の安全管理の確保等を行う医療機関に対し、医療機器管理室施設整備事業等の施設整備の補助を実施</p>	<p>○医療施設近代化施設整備費補助事業の継続実施</p> <p>○病床機能分化推進事業(施設設備整備)の実施</p> <p>○病床機能分化推進事業(転換促進支援)の実施</p> <p>○地球温暖化対策施設整備事業の実施</p>
第2節 医療機関の役割 7 一般診療所・歯科診療所	<p>○患者中心の医療サービスの実現には、住民と第一線で接する医師の役割は不可欠であり、その役割について医師会等と検討を進める。</p>	<p>○患者中心の医療を推進するためには、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の役割がますます重要となることから、東京都医師会、東京都歯科医師会、区市町村等と連携し、施策を推進する。</p>	<p>○区市町村補助事業に加え、在宅療養推進区市町村支援事業を実施し、区市町村が医療機関等と協働で実施する新たな取組を実施</p>	<p>○かかりつけ医の役割について、東京都医師会、東京都歯科医師会、在宅療養を担う区市町村と連携して検討</p>
第2節 医療機関の役割 8 薬局	<p>○都民に良質な医療を提供できる体制の確保、居宅における医療提供の推進において、薬局が必要な役割を果たすことができるよう、支援していく。</p>	<p>○かかりつけ薬局の育成、「おくすり手帳」の活用</p> <p>○ホームページを活用した薬局・医薬品情報の積極的な提供</p> <p>○事業継続計画(BCP)の整備による災害時医療提供体制の確保</p>	<p>○東京都薬剤師会と協力し、かかりつけ薬局育成のための講習会等を実施。 ○10月に開催する「薬と健康の週間」等のイベントを活用し、お薬手帳の普及啓発を実施。 ○医薬分業の推進等(薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業)の実施【確保基金】 無菌調剤等在宅医療の知識・技能を習得する研修を実施し、在宅療養を担う薬剤師を育成した。</p> <p>○平成26年9月から、都の医療機関検索システム“ひまわり”のトップページに“薬局いんぷお”を統合し、“ひまわり”のページから薬局の検索ができるようにし、都民の利便性の向上を図った。 ○平成27年2月から、薬局の情報を更新するために薬局管理者に義務付けられている報告について、インターネットを利用したオンライン報告を開始した。</p> <p>○薬局を対象とした災害対策講習会を開催し、『災害時の薬剤師班活動マニュアル』を周知し、薬局薬剤師が災害時に役割を果たせるよう啓発した。都内の約半数に該当する約3000件の薬局が参加。 ○災害時に地域のリーダーとなる薬剤師向けの研修会を実施した。</p>	<p>○平成27年度も、かかりつけ薬局育成の講習会やお薬手帳の普及啓発活動を継続する。</p> <p>○医薬分業の推進等(薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業)の実施 平成27年度も無菌調剤等在宅医療の知識・技能を習得する研修を実施し、在宅療養を担う薬剤師の育成を継続する。</p> <p>○平成28年4月から新たに開始される健康づくり支援薬局(仮称)の公表に関し、国は、薬局機能情報提供システムを利用するとの方針を示していることから、必要に応じたシステム改修を実施し、都民に対する周知を図る。</p> <p>○平成27年度も薬局を対象とした災害対策講習会を開催し薬局薬剤師が災害時に役割を果たせるよう啓発する。 ○平成27年度も災害時に地域のリーダーとなる薬剤師向けの研修会を実施する。</p>

(第4章 計画の推進体制)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		これまでの取組状況(平成26年度まで)	今後の予定
	施策の方向	取組のポイント		
第3節 保険者の役割	<p>○保険者は40歳から74歳までの加入者に対し、特定健康診査・特定保健指導等の支援を行い、生活習慣病の予防に取り組む。</p> <p>○保険者は、都民が引き続き良質かつ適切な医療を受けられるよう、医療費の適正化に取り組む。</p>	<p>○保険者は、国が保険者種別ごとに掲げる目標値を踏まえ、第2期特定健康診査実施計画において、平成29年度時点の目標を設定</p>	<p>○ 特定健康診査等の実績(平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 全 国 46.2% 東京都 62.9% ・ 特定保健指導 全 国 16.4% 東京都 13.4% <p>○ 保険者が策定する第2期特定健康診査等実施計画において、平成29年度時点の目標を設定</p> <p>○ 保険者協議会において、特定保健指導プログラム研修、レセプト・健診等データ活用や特定保健指導利用率向上に関する事例集取りまとめ等の活動を実施</p> <p>○ 保険者におけるレセプト点検等の充実・強化</p> <p>○ 保険者において、後発医薬品希望カード等の配布、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額差額通知等の送付</p>	<p>○ 特定健康診査等実施計画に基づき、目標達成に向けて特定健康診査・特定保健指導を実施</p> <p>○ 各保険者においてデータヘルス計画を策定し、レセプトや健診情報等のデータの分析に基づき、効率的・効果的な保健事業を実施</p> <p>○ 保険者協議会等の場を通じて情報交換や連携を進め、引き続き保健指導等の円滑な推進に取り組む。</p> <p>○ 引き続きレセプト点検等の充実・強化、後発医薬品の使用促進を図り、医療費の適正化に取り組む。</p>
第4節 都民の役割	<p>○利用者本位の保健医療の実現には、都民や患者1人ひとりが、保健医療サービスの単なる受け手ではなく、主役であるという自覚を持ち、保健や医療に対して主体的かつ積極的に関わることが必要である。</p> <p>○企業やNPO、患者中心の団体等は、行政や医療提供施設等と連携して、都民や患者を支える基盤となることが期待される。</p>	<p>○医療情報に関する都民の理解促進への取組</p> <p>○保健・医療・福祉に係る社会貢献活動や地域活動参加への普及・啓発</p>	<p>○「東京都医療機関案内サービス“ひまわり”」「東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんふお”」「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」「東京都子ども医療ガイド」で医療情報の提供を行った。</p> <p>○ “ひまわり”と“t-薬局いんふお”のTOPページの統合を行い、都民の利便性向上と活用を促した。</p> <p>○「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」は新たにスマートフォン版のサイトを開設し、Webサイト「東京都子ども医療ガイド」はスマートフォンやタブレットで見やすいTOPページに改修するなど、利便性の向上を図った。</p> <p>○健康推進課ホームページ「とうきょう健康ステーション」を開設し、各主体が必要な情報を得やすいよう、各主体ごとに健康づくりの情報を検索できるものとした。</p> <p>○医療保険者に対して糖尿病予防等についてのパンフレットを配布し、企業に対しては受動喫煙防止対策ハンドブック等を配布した。</p> <p>○健康づくりに携わる人材の育成に向け、健康づくり事業推進指導者育成研修を実施した。</p> <p>○都立駒込病院及び武蔵野赤十字病院の2か所で、がんの患者・家族が抱えている不安や悩みについて心のケアをするため、がんの経験者が親身になって受け止め、自らの体験を生かした相談を行っている(ピアサポート)。</p>	<p>○ 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」「東京都子ども医療ガイド」の内容更新と活用を促す。</p> <p>○相互理解のための対話促進支援事業や医療情報の理解促進のための人材養成研修等を通じて、都民の医療に関する理解と主体的な関わりを促す。</p> <p>○ホームページ、パンフレット等を活用し、引き続き健康づくりについて情報提供を行う。</p> <p>○健康づくり事業推進指導者育成研修について、引き続き実施していく。</p> <p>○都立駒込病院及び武蔵野赤十字病院の2か所でピアサポート相談を実施するほか、がん患者支援団体等の情報を東京都がんポータルサイトに掲載し、情報提供することにより、がん患者の療養生活の質の向上に役立てる。</p>